公調委平成３１年（セ）第１号　渋谷区における宿泊施設からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件

裁　　　　　　定

（当事者省略）

主　　　　　　文

申請人の本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第１　当事者の求める裁定

１　申請人

被申請人は、申請人に対し、５５０万円及びこれに対する平成３１年１月１日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

２　被申請人

主文同旨

第２　事案の概要

本件は、申請人が、申請人の居住するマンション（以下「本件マンション」という。）の向かい側にある土地でホテル（以下「本件ホテル」という。）を経営している被申請人に対し、①本件ホテルに設置された空調設備の室外機等の機器から生ずる騒音・低周波音（以下、併せて「騒音等」という。）及び②本件ホテルの催事場で行われる催事の際の客の声や楽器の音等の騒音により、申請人の人格権が侵害され、多大な精神的・肉体的苦痛を被っているとして、民法第７０９条に基づき、騒音等が生じてから平成３０年１２月３１日までの間の慰謝料等合計５５０万円及びこれに対する平成３１年１月１日から支払済みまで平成２９年法律第４４号による改正前の民法所定の年５分の割合の遅延損害金の支払を求める事案である。

１　前提事実（当事者間に争いのない事実、掲記の証拠及び審問の全趣旨により

容易に認められる事実）

⑴　当事者等

ア　申請人は、昭和×年×月生まれの男性であり、平成２６年１０月×日以降、本件マンションの３階北西側の一室（以下「申請人宅」という。）において、妻及び子と共に生活している（甲Ｃ３、４、審問の全趣旨）。

イ　被申請人は、ホテルや宴会場の経営、運営等を業とする株式会社である。被申請人は、本件マンションと道路（幅員約３．９ｍ。以下「本件道路」という。）を挟んで北西側にある土地において、本件ホテルを経営している。（甲Ａ９の１・２、職１【１頁】、審問の全趣旨）

⑵　本件ホテル及び申請人宅の概要

ア　本件ホテル及び本件マンションは、ａ駅及びｂ駅から徒歩約１０分の位置にあり、近隣にはｃ駅やｄ駅がある。ａ駅から本件マンションまでの距離は、直線距離で約６００ｍである。（甲Ａ１、４、審問の全趣旨）

イ（ア）　本件ホテルは、平成２９年４月×日に新築され、同年５月×日から営業を開始した。本件ホテルの建物は、別紙１のとおり大きく二つに分かれており、南西側の棟は主に宿泊設備やレストラン、コンビニエンスストアのある棟（地下１階、地上４階建て。以下「Ａ棟」という。）、北東側の棟は主に催事場のある棟（地下１階、地上３階建て。以下「Ｂ棟」という。）である。Ａ棟とＢ棟は１階にある通路で接続されている。（甲Ａ７、９の１・２、１１、１２、乙２６、職１【２、９頁】、審問の全趣旨）

（イ）　Ａ棟３階の東側部分には外部機械置場があり、Ａ棟にあるレストラン厨（ちゅう）房の排気ファン、室外機、給湯器等の機器が設置されている。Ａ棟に設置されている室外機は、２４時間稼働している。（甲Ａ７、乙３８の１・３、職１【７～９頁】、審問の全趣旨）

（ウ）　Ｂ棟の地上部分には各階に催事場が設けられている。１階の催事場

（ｅ）には北東側、２階の催事場（ｆ）には南東側にそれぞれテラスが設置され、各テラスと各催事場との間はガラス及びガラス扉で仕切られている。２階テラスの上には開閉式の屋根が設置され、外側部分にはテラスの周囲を囲うようにビニールカーテンが設置されている。３階の催事場（ｇ）には、南側にルーフガーデンが設置されている（以下、Ｂ棟の各催事場並びにそれらに付属するテラス及びルーフガーデンを併せて「本件催事場」という。）。

Ｂ棟の外部機械置場は、３階南東側部分（以下「Ｂ２エリア」という。）、３階北西側部分（以下「Ｂ１エリア」という。）及び屋上（以下「Ｂ３エリア」という。）に設置されており、各エリアの位置は別紙２のとおりである。Ｂ２エリアには、Ｂ棟地下１階から２階までのバックヤード及びパントリーのエアコン室外機３台が設置され、Ｂ１エリアには、地下１階にある厨房及び１階の催事場等のエアコン室外機３台が設置され、Ｂ３エリアには、２階及び３階の催事場等のエアコン室外機２台と排気ファンが設置されている（以下、Ｂ棟に設置された室外機を併せて「Ｂ棟室外機」という。）。

（甲Ａ７、１１、１２、乙２６、職１【７、１１～１８頁】、２【８、９頁】、審問の全趣旨）

（エ）　１階のＡ棟とＢ棟との間には外部機械置場があり、Ａ棟にあるコンビニエンスストアやレストラン厨房のエアコンの室外機が設置されている（甲Ａ７、職１【９、１０頁】）。

ウ　本件マンションは、地下１階、地上５階建ての建物であり、申請人宅は、本件マンション３階北西側の角部屋である。申請人宅西側には本件道路に面して、北側に寝室、南側に子供部屋がある。申請人宅と本件ホテルとの位置関係は別紙１のとおりである。（甲Ａ１、２、７、８、１１、職１【３頁】）

⑶　本件裁定申請及び審理経過

ア　申請人は、平成３１年１月２１日、被申請人を相手方として、公害等調整委員会（以下「公調委」という。）に対し、本件裁定申請をした。

イ　公調委は、令和元年１１月１９日、本件ホテル及び申請人宅の現況等を確認するための現地調査を実施した。また、公調委から委託を受けた業者（以下「委託業者」という。）は、令和３年２月５日、Ｂ棟室外機の騒音等の測定を実施した（以下「本件測定」という。）。本件測定においては、午前中にＢ棟室外機を特定の条件で稼働、停止させて行った測定（以下「昼間測定」という。）と、夜間にＢ棟室外機の稼働の有無等を特に調整せず、成り行きで行った測定（以下「夜間測定」という。）を実施した。（職１、２）

⑷　低周波音に係る評価指針等

低周波音は、一般的に１００Ｈｚ以下の周波数の音を指し、超低周波音は、１から２０Ｈｚの周波数の音を指す。低周波音については、環境省環境管理局大気生活環境室作成の「低周波音問題対応の手引書（平成１６年６月）」（甲Ｂ８）により、固定発生源から発生する低周波音について物的苦情及び心身に係る苦情が発生し、発生源の稼働状況と苦情との間に対応関係がある場合に、当該苦情が低周波音によるものかどうかを判断するための目安としての参照値が提案されている。各参照値は、Ｚ特性音圧レベル（人間の聴覚に近い補正を行っていない平坦な周波数重み付け特性）に係る３分の１オクターブバンドの中心周波数によって定められており、３分の１オクターブバンドの６３Ｈｚの周波数帯（中心周波数が６３Ｈｚの周波数帯を指す。）は５６から７１Ｈｚ、８０Ｈｚの周波数帯は７１から９０Ｈｚ、１２５Ｈｚの周波数帯は１１２から１４０Ｈｚの音を指す。

心身に係る苦情に関する参照値は、３分の１オクターブバンドの中心周波数１０Ｈｚから８０Ｈｚの範囲で以下のとおり定められている。また、心身

に係る苦情がある場合、Ｇ特性音圧レベル（音に対する人間の聴覚の感度が周波数によって異なることを踏まえ、超低周波音の評価に当たり、音の物理的大きさの尺度である音圧レベルに人間の超低周波音に対する聴覚に近い補正を行った音圧レベル）が９２ｄＢ以上の場合には、超低周波音の周波数領域で問題がある可能性が高いとされている。

1/3ｵｸﾀｰﾌﾞﾊﾞﾝﾄﾞ中心周波数(Ｈｚ)	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80
1/3ｵｸﾀｰﾌﾞﾊﾞﾝﾄﾞ音圧レベル(ｄＢ)	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41

また、物的苦情に関する参照値は、１／３オクターブバンドの中心周波数５Ｈｚから５０Ｈｚの範囲で以下のとおり定められている。

1/3ｵｸﾀｰﾌﾞﾊﾞﾝﾄﾞ中心周波数(Ｈｚ)	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50
1/3ｵｸﾀｰﾌﾞﾊﾞﾝﾄﾞ音圧レベル(ｄＢ)	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99

（甲Ｂ８、職３【１頁】、審問の全趣旨）

⑸　聴覚閾（いき）値

聴覚閾値（最小可聴値）とは、ＩＳＯ３８９－７：２０１９において定められているものであり、無響室において１８歳から２５歳までの健常者の５０％が聞き取ることができる音圧レベルである。聴覚閾値は、６３Ｈｚで３７．５ｄＢ、８０Ｈｚで３１．５ｄＢとされており、ある周波数の音が聴覚閾値を上回っている場合には、その音を聞き取れる可能性があるとされる。ただし、実際に聞き取れるかには個人差があり、周囲の音環境によって閾値が上昇することもある。

（甲Ｂ９、職３【９、１１頁】、審問の全趣旨）

２　争点及びそれに対する当事者の主張

⑴　申請人の主張の概要

ア　加害行為

（ア）　被申請人は、本件ホテルにおいて、平成２９年３月×日以降室外機等の機器からの騒音等を、同年５月×日以降本件催事場からの騒音を発生させている。

Ａ棟に設置された室外機等の機器は２４時間、Ｂ棟に設置された室外機等の機器は午前６時頃から午前０時頃までの間、季節を問わず使用されている。また、本件催事場は、平日は使用されない日もあるが、週末や祝日はほぼ使用されている。平日に使用されるときは、午後６時から午後７時頃までの間に使用されることが多く、週末や祝日に使用されるときは、昼間から夕方以降まで使用されている。

（イ）　申請人が平成３０年１月に実施した本件ホテルの室外機等の機器からの騒音等の測定（甲Ｂ６、１７、１８。以下「申請人測定１」という。）によれば、室外機等からの騒音等のうち６３Ｈｚ、８０Ｈｚ及び１２５Ｈｚの各周波数帯の音につき、聴覚閾値と同じかそれを上回る時間帯が多くある。また、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下「本件条例」という。）は、音源の存在する敷地と隣地との間の境界線（敷地境界）における規制規準値を定めているところ、本件ホテルの所在地に適用される規制基準値は、午前８時から午後７時までの間は５０ｄＢ、午後７時から翌午前８時までの間は４５ｄＢとされているが、申請人が同年４月に実施した本件催事場からの騒音に係る測定（甲Ｂ７。以下「申請人測定２」という。）によれば、本件マンション内で測定した本件催事場からの騒音は、午後７時までの時間帯で５０ｄＢを超え、午後７時以降も４５ｄＢを超えている。

また、本件測定について、本件測定の結果と申請人が本件測定の翌日からの３日間（令和３年２月６日から８日までの間）に実施した測定（甲

Ｂ１９。以下「申請人測定３」という。）の結果を比較すると、Ｂ棟室外機を全て稼動させた状態での本件測定の測定値と全て稼動してはいないと考えられる申請人測定３の測定値は、おおむね同じか申請人測定３の値の方が大きくなっており、昼間測定ではＢ棟室外機の稼働が通常より弱い状態にされていた可能性が極めて高い。また、本件測定は、Ｂ棟室外機を対象としたものであるが、Ａ棟にも申請人宅から見える位置に室外機等が設置されており、Ａ棟の室外機等からの音の方が申請人宅への伝搬の度合いが大きいこともあり得る。

イ　申請人の被害及び加害行為との間の因果関係

申請人が、申請人宅内において、本件ホテルの室外機等からの騒音等を最も感じるのは子供部屋であり、本件催事場からの騒音を最も感じるのは子供部屋及び寝室である。

申請人は、本件ホテルの室外機等から発生する騒音等により夜間に十分な睡眠をとることができず、常に睡眠不足の状態が続き、耳鳴りも生じている。これらの症状により不快な精神状態にあるところに、本件催事場からの騒音による不快感が重なり、申請人は、自宅でくつろぐことができず、精神科及び耳鼻咽喉科に通院し、薬剤の投与も受けている。このように、申請人は、健康で平穏な生活を享受する利益（人格権）を侵害され、精神的、肉体的苦痛を被っている。

申請人に上記のような症状が生じたのは、本件ホテルが開業してからである。また、申請人は、自宅から離れて本件ホテルからの騒音等を感知していないときには、気分的に楽になり、不眠や耳鳴りが生じない。上記ア（イ）のとおり、本件ホテルの室外機等からの騒音等が聴覚閾値を上回っている時間帯があることや本件催事場からの騒音が本件条例の規制基準値を超えていることからすれば、これらの騒音等により申請人に被害が生ずることは十分に考えられ、申請人の被害と被申請人の加害行為との間に

は因果関係がある。

ウ　申請人の被害が受忍限度を超えていること

騒音等の公害紛争における違法性の有無は、受忍限度論によって判断されるべきところ、以下の事情からすれば、申請人の被害は受忍限度を超えているというべきである。

（ア）　受忍限度の判断に当たっては、問題となっている騒音等の測定値がいわゆる公法上の基準を超えているか否かが最も重要である。上記ア（イ）のとおり、本件催事場からの騒音は、本件マンション内での測定結果（申請人測定２）でも本件条例の規制基準値を大幅に上回っており、敷地境界での音圧レベルは更に高いと考えられる。また、本件ホテルの室外機等からの騒音等についても、６３Ｈｚ、８０Ｈｚ及び１２５Ｈｚの各周波数帯において、聴覚閾値を上回る時間帯が多くある。

（イ）　本件ホテルの室外機等は、季節を問わず長時間稼働しており、深夜にも稼働していることから、それによる被害も長時間に及ぶ。本件催事場からの騒音は、室外機等からの騒音等ほど頻繁に生じているものではないが、上記ア（イ）のとおり本件条例の規制基準値を大きく上回っている。これらの騒音等により、申請人は、自宅でくつろぐことができず、通院を余儀なくされており、申請人の受けている被害は極めて深刻なものである。

（ウ）　申請人は、本件ホテルの開業前から本件マンションに居住している。また、本件マンションは、ａやｄに近いものの、繁華街や大通りからは距離がある閑静な場所にあり、申請人の利益は十分に保護されるべきものである。

（エ）　被申請人は、本件裁定申請前に申請人や本件マンションの管理組合と交渉を行い、本件ホテルの室外機等の周辺に防音パネルを設置し、２階催事場にビニールカーテンを設置するなどしたほか、被申請人の費用

負担により申請人宅等の窓を二重サッシにする提案をした。しかし、被申請人が設置した防音パネル等の防音効果は不十分であり、現在まで継続して被害が生じているし、二重サッシにするとの提案は、申請人に窓を閉め切った生活を強いるものであり、適切なものとはいえないから、被申請人が上記のような対応をとったことは、被申請人に有利な事情として考慮されるべきではない。また、被申請人の交渉態度は誠意に欠けるものであり、受忍限度の判断に当たっては、その点も考慮されるべきである。

エ　損害

申請人が、本件ホテルからの騒音等が生じてから平成３０年１２月３１日までに被った精神的・肉体的苦痛を慰謝するための慰謝料としては５００万円が相当であり、それに弁護士費用相当額５０万円を加えた５５０万円が本件の損害である。

⑵　被申請人の主張の概要

ア　加害行為に係る主張について

争う。

申請人宅周辺には、申請人宅内にある冷蔵庫等の機器のほか、本件マンションの別の住人が使用する室外機や隣接する駐車場を利用する車両など、ほかにも低周波音を出しうるものが多数存在している。専門委員の意見書（職３。以下「本件意見書」という。）でも指摘されているとおり、申請人宅で観測される騒音等への暗騒音の影響は大きく、本件ホテルの室外機等からの低周波音が申請人に影響を与えているかは明らかでない。

イ　申請人の被害及び加害行為との因果関係に係る主張について

申請人は、被害が生じたと主張する平成２９年３月×日（本件ホテルの室外機等が稼働を開始した時点）から耳鼻咽喉科の診断書（甲Ｃ４）記載の初診日である同年１２月×日までの間は通院しておらず、本件ホテルか

らの騒音等と申請人の主張する被害との間に因果関係はない。また、精神科の診断書（甲Ｃ３）は「不眠症」とだけ記載された具体性に欠けるものであり、申請人の被害を裏付ける証拠であるとはいえない。

ウ　受忍限度について

争う。

本件マンションは、ｄ、ａ、ｂに近く、大通りも近くにあり、暗騒音が本件条例の規制基準値を超えている時間帯も多いなど、必ずしも閑静な場所にあるとはいえない。

また、被申請人は、申請人や本件マンションの管理組合からの要望に応じ、被申請人にて本件ホテルの室外機等の騒音等の測定を実施し、合計×円の費用をかけて、Ａ棟とＢ棟との間にある排気口及びＢ棟に設置された室外機に関する防音対策工事、各棟の室外機等への消音器や防音壁の設置、連絡通路への防音壁の設置などの対策を行った。被申請人は、本件催事場からの騒音についても、司会のマイク音量を下げる、扉の開閉を速やかに行う、客に注意喚起をする、２階催事場のテラスにビニールシートを張る、３階催事場の喫煙スペースを本件マンションから遠い位置に変更するなどの対応をとった。

さらに、被申請人は、申請人や当時申請人が理事長を務めていた本件マンションの管理組合との間で、申請人宅や本件ホテルに面した住居の窓を被申請人が費用を負担して二重サッシにすることを提案し、交渉を重ねた。このように、被申請人は、申請人に対し、誠意を持った対応を行い、十分な努力を重ね、実際に騒音等を低減させているのであり、受忍限度の判断に当たってはその点も考慮されるべきである。

エ　損害について

争う。

第３　当裁定委員会の判断

１　認定事実

前記前提事実、文中掲記の証拠及び審問の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

⑴　本件ホテルの室外機等の設置状況及び本件催事場の利用状況

ア　本件ホテルのＡ棟及びＢ棟並びにＡ棟とＢ棟との間には、それぞれ外部機械置場が設置されており、各外部機械置場には、本件ホテル内に設置されたエアコンの室外機や給湯器等の機器が設置されている。申請人宅に面しているＢ棟に設置されている外部機械置場のうち、最も申請人宅に近いのはＢ２エリアであり、続いてＢ３エリア、Ｂ１エリアである。Ｂ２エリアの室外機は、ＰＡＣ－Ｂ１１、ＰＡＣ－２２及びＰＡＣ－１３の３台であり、Ｂ１エリアの室外機は、ＰＡＣ－Ｂ１２、ＰＡＣ－１１及びＰＡＣ－１２の３台であり、Ｂ３エリアの室外機は、ＰＡＣ－２１及びＰＡＣ－３１の２台である。

Ａ棟に設置された室外機は２４時間稼働しており、Ｂ棟室外機の一部は、少なくとも午前６時頃から午後１１時頃まで稼働しているが、午前０時頃には停止し、午前０時頃から午前６時頃までの間は稼働していない。

（前提事実⑵イ（イ）、甲Ｃ７、乙３８の１、３９の１～３、職２【添付資料３】、審問の全趣旨）

イ　本件催事場は、月曜日から木曜日までの間は午後７時頃から午後１１時頃までの間に使用されることが多く、金曜日から日曜日までの間は午前中又は午後早い時間から使用され、午後１１時頃まで使用されることもある。また、１日に複数の催事が実施されることもある。（甲Ｃ７、８、審問の全趣旨）

⑵　本件測定

ア　本件測定の方法

公調委及び委託業者は、令和３年２月５日、Ｂ棟室外機を対象とした騒

音等の測定を実施した（本件測定。以下、単に時刻のみを記載したときは、特に記載のない限り同日の時刻を指す。）。

本件測定においては、別紙２のとおり、本件ホテル側については、Ｂ１からＢ３の各エリア内の室外機近傍（Ｂ２エリアにつき測定点Ｃ、Ｂ１エリアにつき測定点Ｄ、Ｂ３エリアにつき測定点Ｅ。以下、併せて「室外機近傍測定点」という。）及びＢ３エリアの中央部付近（測定点Ｆ）の計４か所（以下、室外機近傍測定点と併せて「本件ホテル側測定点」という。）、申請人宅側については、子供部屋（測定点Ａ）及び寝室（測定点Ａ′）（以下、「申請人宅内」というときは、上記子供部屋及び寝室を指す。）及びベランダ（測定点Ｂ）の計３か所（以下、併せて「申請人側測定点」という。）に騒音計を設置し、Ａ特性音圧レベル（人間の聴覚に近い補正を行った音圧レベル）、Ｚ特性音圧レベル、Ｇ特性音圧レベル（以下、Ａ特性、Ｚ特性及びＧ特性の各音圧レベルを併せて「各音圧レベル」という。）を測定した。

昼間測定では、午前９時から午前１１時４０分までの間、Ｂ棟室外機を全て稼働させた状態（以下「全稼動」という。）、全て停止させた状態（以下「全停止」という。）、一つのエリアの室外機のみを全台稼働させ、その他のエリアの室外機は停止させた状態での測定を実施したほか、申請人宅に最も近いＢ２エリアについては、設置された３台の室外機を個別に稼働させた状態での測定を実施した。

夜間測定では、午後９時３０分から午後１１時までの間、各機器の稼働の有無等を調整せずに測定を実施した（成り行き測定）。

本件測定中、申請人に申請人宅子供部屋で待機してもらい、Ｂ棟室外機の稼働の有無を知らせない状態で体感調査を実施した。体感調査は、申請人が、体感記録調査表に、騒音等に関する不快感の度合いを０から３の４段階（感じない、やや感じる、感じる、大いに感じる）で評価したもの及

び音の聞こえ方等を経時的に記載する方法で実施した。

また、本件測定中、Ｂ棟室外機に対応するブレーカーに電流計を設置してそれぞれの電流値を監視することにより、各室外機の稼動の有無及び程度を確認した。

（職２【５～１９頁、添付資料１、４】、審問の全趣旨）

イ　本件測定の結果

（ア）　分析区間の選定

本件測定の結果について、Ｂ棟室外機の稼働状況やそれに伴う申請人の感じ方の違いを考慮し、全測定点にわたって暗騒音の影響が少ない時間帯として１３の分析区間（昼間測定について分析区間①から⑨、夜間測定について⑩から⑬）を選定し、各区間についての分析を行った（別紙３）。各分析区間の時間、その際の申請人の体感（不快感の度合い）及びＢ棟室外機の稼動状況は別紙３のとおりである。なお、分析区間③、⑩及び⑪は、いずれもＢ２エリアにある室外機ＰＡＣ－Ｂ１１が稼働しており、同室外機の電流値が急激に増加している時間帯である。（職２【２１、２２頁、添付資料３】）

（イ）　Ａ特性音圧レベルについて

申請人宅内の測定点におけるＬA95（Ａ特性９５％時間率騒音レベル。９５％時間率騒音レベルとは、評価時間のうち９５％の時間にわたってあるレベル値を超えている値を指し、車の通行音や人声などの一過性騒音の影響を受けにくい。）の値は、昼間測定及び夜間測定のいずれの時間帯についても騒音計の仕様範囲外（２５ｄＢ以下）であり、申請人宅ベランダの測定点におけるＬA95の値は、全稼動時で５１．０ｄＢ、全停止時で５０．７ｄＢ（分析区間⑥）及び５１．４ｄＢ（分析区間⑨）であった。本件ホテル側測定点におけるＬA95の値は、全ての測定点で全稼働時の値が２回の全停止時の値を上回っていた。

また、申請人宅内の各測定点におけるＬA95の値を比較すると、全ての分析区間で寝室より子供部屋の方が大きかった。

（職２【２４、２５頁、添付資料３】、３【２、３頁】）

（ウ）　Ｚ特性音圧レベルについて

申請人側測定点におけるＬZeq（Ｚ特性等価音圧レベル。等価音圧レベルとは、一定の時間内の音圧レベルのエネルギーの時間平均値を指す。）は、申請人宅内では全稼働時よりも全停止時の方が大きく、申請人宅ベランダでは全稼動時が６８．０ｄＢ、全停止時が６９．１ｄＢ（分析区間⑥）及び６７．０ｄＢ（分析区間⑨）であった。本件ホテル側測定点においては、室外機近傍測定点では、いずれも全稼動時のＬZeqが２回の全停止時のＬZeqを上回ったが、Ｂ３エリア中央付近の測定点(測定点Ｆ)では、全稼動時が６７．１ｄＢ、全停止時が７３．２ｄＢ（分析区間⑥）及び６４．３ｄＢ（分析区間⑨）であった。

また、申請人宅内の各測定点におけるＬZeqの値を比較すると、全ての分析区間で寝室より子供部屋の方が大きかった。

なお、申請人宅内の３分の１オクターブバンド音圧レベルは、心身に係る苦情に関する参照値を上回ることはなかった。

（職２【２６、４９頁】、３【３頁】）

（エ）　Ｇ特性音圧レベルについて

申請人側測定点におけるＬG95（Ｇ特性９５％時間率音圧レベル）の値は、いずれも全停止時のうち１回（分析区間⑨）は全稼動時の値を下回り、１回（分析区間⑥）はわずかに上回った。本件ホテル側測定点のうち室外機近傍測定点では、いずれも全稼動時のＬG95が２回の全停止時のＬG95を上回ったが、Ｂ３エリア中央の測定点（測定点Ｆ）では、全稼動時が６３．９ｄＢ、全停止時が６４．２ｄＢ（分析区間⑥）及び６３．５ｄＢ（分析区間⑨）であった。

また、申請人宅内の各測定点におけるＬG95の値を比較すると、全ての分析区間で寝室より子供部屋の方が大きかった。

なお、申請人宅内のＧ特性音圧レベルは、心身に係る苦情に関する参照値（９２ｄＢ）を大きく下回った。

（職２【２７、２８頁】、３【３、４頁】）

（オ）　各室外機の稼働と音圧レベルの時間変化の対応関係について

本件ホテル側測定点のうち室外機近傍測定点では、一部の稼動条件時（Ｂ２エリアの各室外機を個別運転させたとき及びＢ２エリア又はＢ３エリアにおいて一部の室外機の電流が急激に増加したとき）を除き、Ｂ棟室外機の稼働又は停止に伴い電流値が増減すると各音圧レベルも増減するという対応関係が見られた。他方で、申請人側測定点については、上記のような対応関係は見られなかった。（職２【３０～４１頁、添付資料９】、３【４～６頁】）

（カ）　各測定点における周波数的対応関係等について

申請人宅子供部屋においては、昼間測定では、分析区間③（ＰＡＣ－Ｂ１１のみ稼働）の６３Ｈｚ帯域及び８０Ｈｚ帯域、分析区間⑧（Ｂ１エリアの室外機のみ稼働）の１６０から５００Ｈｚ帯域の音圧レベルが他の分析区間に比べて高かったが、それ以外の周波数特性には大きな差が見られなかった。また、全稼動と全停止時においても周波数特性に差が生じていなかった。夜間測定では、分析区間⑩（申請人の体感が「感じる」であった時間帯）の６３Ｈｚ帯域及び８０Ｈｚ帯域、分析区間⑪（申請人の体感が「やや感じる」であった時間帯）の６３Ｈｚ帯域、８０Ｈｚ帯域及び２００から１０００Ｈｚ帯域の音圧レベルが他の分析区間と比較して高かった。

室外機近傍測定点で確認されたピーク周波数（特徴的な周波数）と、申請人側測定点において確認されたピーク周波数を比較すると、一部の

周波数で対応関係が見られ、そのうち分析区間③、⑩及び⑪では、６８．１Ｈｚの音が共通して生じていた。Ｂ２エリアの室外機近傍の測定点（測定点Ｃ）においては、各分析区間において、ＰＡＣ－Ｂ１１の稼働及び停止に連動して６３Ｈｚの周波数帯の音の音圧レベルが増減しており、上記室外機の停止後は同周波数帯の音は発生していなかった。

分析区間③、⑩及び⑪においては、申請人宅子供部屋における６３Ｈｚ及び８０Ｈｚの周波数帯の音が聴覚閾値を４から７ｄＢ上回ったが、寝室では、上記各周波数帯の音が聴覚閾値を上回った時間帯はなかった。また、上記各分析区間において、各周波数帯の音が心身に係る苦情に関する参照値を上回ることはなかった。

（職２【４２～５６頁、添付資料７、８】、３【５～７頁】）

（キ）　体感調査と音圧レベル変化との対応関係について

昼間測定においては、申請人の体感（不快感の度合い）が「感じない」になることはなかった。申請人の体感は、午前９時頃から午前９時１５分頃までの全稼動時には「大いに感じる」又は「感じる」であり、午前１０時３３分頃にＢ棟室外機が全停止した直後には「感じる」から「やや感じる」に変化したが、午前１１時２６分頃以降はＢ棟室外機が全停止していたにもかかわらず午前１１時３０分頃に「やや感じる」から「感じる」に変化した。Ｂ１エリア及びＢ３エリアの室外機の稼働との関係では、午前９時８分頃にＢ３エリアのＰＡＣ－２１の電流値が急激に増加した際、「感じる」から「大いに感じる」に変化し、午前９時１５分頃から午前９時１８分頃にかけて上記各エリアの室外機が順次停止した際には「感じる」から「やや感じる」に変化したが、Ｂ１エリアの室外機のみ稼働させた時間帯（午前１１時９分頃から午前１１時２４分頃までの間）及びＢ３エリアの室外機のみ稼働させた時間帯（午前１０時５１分頃から午前１１時７分頃までの間）には、「やや感じる」のまま変

化しなかった。Ｂ２エリアの室外機の稼働との関係では、午前９時４０分以降、ＰＡＣ－Ｂ１１の電流値が大幅に増加した頃に「感じる」から「大いに感じる」に変化したが、ＰＡＣ－２２のみが稼働し、その稼動状況に変化がなかった午前１０時１５分頃から午前１０時２５分頃までの間、「感じる」から「大いに感じる」に変化した。なお、同時間帯には、申請人宅周辺をヘリコプターが周回飛行しており、体感記録調査表にも「ヘリ音」の記載がある。

夜間測定においては、申請人は、一部の時間帯のみ体感を記録しており、体感が「大いに感じる」になることはなかった。夜間測定中、Ｂ２エリアの室外機３台の電流値は定期的に増減を繰り返していたが、ＰＡＣ－Ｂ１１は午後１０時３４分頃、ＰＡＣ－１３は午後１０時４９分頃にそれぞれ停止した。Ｂ１エリアの室外機のうちＰＡＣ－Ｂ１２は、午後９時３０分から午後１０時２２分頃までの間、ほぼ一定の電流値であり、残りの２台の室外機は稼働していなかった。Ｂ３エリアの室外機のうちＰＡＣ－２１は、午後９時５２分頃から午後１０時４７分頃までの間に何度か電流値が増減し、ＰＡＣ－３１は午後９時５０分頃から午後１０時２３分頃までの間、ほぼ一定の電流値であった。申請人の体感は午後９時３２分に「やや感じる」から「感じる」となったが、午後９時３３分には「やや感じる」に戻り、午後９時５１分に「感じる」から「やや感じる」に変化し、午後１０時４１分から午後１０時４２分までの間は「感じない」であった。また、ＰＡＣ－Ｂ１１は、急激な電流の増減を定期的に繰り返しており、夜間測定中の急激な電流の増加は８回あったが、申請人の体感は、うち４回について「感じる」、うち３回について「やや感じる」であり、うち１回については記載がなかった。

申請人は、本件測定中、体感記録調査表の音の聞こえ方等を記載する欄に、午後９時４０分頃に「ブォンブォンと低音」と記載したほかは、

全時間帯にわたり「ブーン」という低音が聞こえるとか、その音が継続して聞こえるなどと記載していた。

（職２【１５、５７～６６頁、添付資料３、４】、職３【７～９頁】）

⑶　環境基準及び本件条例の規制基準について

申請人宅のある地域は、都市計画法における用途地域の区分では第１種中高層住宅専用地域に当たる。環境基本法に基づく騒音に係る環境基準値は、昼間（午前６時から午後１０時まで）は５５ｄＢ、夜間（午後１０時から翌午前６時まで）は４５ｄＢとされている。また、本件条例における規制基準値は、午前６時から午前８時までは４５ｄＢ、午前８時から午後７時までは５０ｄＢ、午後７時から午後１１時までは４５ｄＢ、午後１１時から翌午前６時までは４５ｄＢとされている。（職２【４８頁】、３【１６頁】、審問の全趣旨）

２　判断

⑴　本件ホテルの室外機による騒音等と申請人の被害との間の因果関係について

申請人は、申請人宅において本件ホテルの室外機等からの騒音等を最も感じるのは子供部屋である旨主張しているところ（第２の２⑴イ）、本件測定においても、子供部屋のＬA95、ＬZeq及びＬG95の値は、寝室のそれらよりも大きいことが認められる（認定事実⑵イ（イ）から（エ））。よって、申請人宅において、本件ホテルの室外機の影響の有無を検討するべきは、子供部屋であると考えられるから、子供部屋におけるＢ棟室外機からの騒音等の影響を中心に検討する。

ア　暗騒音の影響の方が大きい時間帯のあること

上記認定事実のとおり、本件測定においては、室外機近傍測定点では、全稼動時の各音圧レベル（ＬA95、ＬZeq、ＬG95）が２回の全停止時（分析区間⑥及び分析区間⑨）の各音圧レベルを上回っているのに対し、申請人

宅側測定点では、全停止時の各音圧レベルが、全稼動時の各音圧レベルを上回っている時間帯がある（認定事実⑵イ（イ）から（エ））。また、室外機近傍測定点では、Ｂ棟室外機の電流値が増減する、すなわち各室外機が稼働又は停止した際に各音圧レベルも増減するといった対応関係が見られたのに対し、申請人側測定点ではそのような対応関係は見られなかった（同（オ））。

これらの事実からすれば、申請人宅周辺では、本件ホテルの室外機等により生ずる騒音等を超える暗騒音が生ずることもあるといえ、Ａ棟又はＢ棟の室外機からの騒音等よりも暗騒音の方が申請人宅の各音圧レベルに対する影響が大きい時間帯もあると考えられる。

イ　Ｂ２エリアの室外機ＰＡＣ－Ｂ１１の音の影響

申請人宅子供部屋では、分析区間③、⑩及び⑪において、６３Ｈｚ帯域及び８０Ｈｚの周波数帯の音圧レベルが共通して高くなっているところ（認定事実⑵イ（カ））、上記各分析区間は、いずれもＰＡＣ－Ｂ１１の電流値が急激に増加している時間帯であること（同（ア））、申請人側測定点及び室外機近傍測定点に共通して６８．１Ｈｚのピーク周波数が確認された（同（カ））が、その周波数は、３分の１オクターブバンドの６３Ｈｚの周波数帯に含まれ、８０Ｈｚの周波数帯の下限（７１Ｈｚ）に近いこと（職２【４３頁】）からすれば、申請人宅子供部屋において、分析区間③、⑩及び⑪に共通して確認された６３Ｈｚ及び８０Ｈｚの各周波数帯の音は、Ｂ２エリアにあるＰＡＣ－Ｂ１１より生じたものであると考えられる。そして、分析区間③、⑩及び⑪においては、６３Ｈｚ及び８０Ｈｚの各周波数帯の音が聴覚閾値を４から７ｄＢ上回っている（認定事実⑵イ（カ））ことからすれば、申請人は、ＰＡＣ－Ｂ１１の稼働により生じた上記周波数帯の音を聞き取ることができている可能性がある。

しかし、ＩＳＯ３８９－７：２０１９によって定められた聴覚閾値は無

響室における静音な環境の中で１８歳から２５歳という比較的若年の健常者の５０％が聞き取ることができる音圧レベルであり（前提事実(5)）、上記アのとおり、申請人宅周辺では申請人宅の各音圧レベルに影響を与える暗騒音が存在していると考えられることや、聴覚閾値を超えていても実際に音を聞き取ることができるかには個人差があることに加え、申請人の年齢にも鑑みれば、聴覚閾値を超えているからといって申請人が実際にそれらの音を聞き取ることができているとまではいえない。

ウ　申請人の体感との関係

（ア）　そこで、本件測定におけるＢ棟室外機の各稼動状況と申請人の体感（不快感の度合い）との間の対応関係について検討し、Ｂ棟室外機により生じた音と申請人の被害との間の因果関係について検討する。

（イ）　まず、申請人の体感とＢ１エリア及びＢ３エリアの各室外機の稼働との対応関係について検討すると、昼間測定においては、Ｂ３エリアの室外機ＰＡＣ－２１の電流値が急激に増減した午前９時８分頃、申請人の体感も「大いに感じる」に変化しているが、上記各エリアの室外機のみをそれぞれ稼働させた時間帯には「やや感じる」のまま変化しなかった。他方、Ｂ１エリアとＢ３エリアを含むＢ棟の室外機が停止して全停止の状態となった後の午前１１時３０分頃に「感じる」に変化している。また、夜間測定においても、Ｂ１エリアの室外機は、午後９時３０分から午後１０時２２分頃までの間、１台はほぼ一定の電流値で、残り２台は停止し、午後９時５０分頃からＢ３エリアの室外機が稼働を始めたのに、「感じる」から「やや感じる」に変化するなどしている。（認定事実(2)イ（キ））

これらの事実からすれば、申請人の体感とＢ１及びＢ３エリアの室外機の稼働状況との間に対応関係があるとはいえず、申請人が、Ｂ１及びＢ３エリアの室外機から生ずる音を聞き取ることができているとはいえ

ない。

（ウ）　次に、申請人の体感とＰＡＣ－Ｂ１１のあるＢ２エリアの各室外機の稼働との対応関係について検討すると、認定事実⑵イ（キ）のとおり、午前９時４０分頃にＰＡＣ－Ｂ１１の電流値が大幅に増加した際に「感じる」から「大いに感じる」に変化していることや、常に体感を記録していたわけではないのに、ＰＡＣ－Ｂ１１の急激な電流値の増加があった８回のうち７回について「感じる」又は「やや感じる」となっていることからすれば、申請人の体感とＰＡＣ－Ｂ１１の稼動状況との間には対応関係があるようにみえる（もっとも、ＰＡＣ－Ｂ１１の電流値が急激に増加した際の値は、昼間測定と夜間測定とで大きな差はないにもかかわらず、申請人の体感は「大いに感じる」から「やや感じる」まで幅があり、夜間測定のうち１回は体感の記載がなかったこと、昼間測定においては、全停止時も含めて「感じない」になったことはなく、全停止時に「感じる」としたこともあったことからすると、上記対応関係は明確とはいい難い。）。

エ　申請人の主張する精神的・肉体的苦痛の原因について

（ア）　以上のとおり、申請人宅周辺では、本件ホテルの室外機等により生ずる騒音等を超える暗騒音が生ずることもあるというべきであり、Ａ棟又はＢ棟の室外機からの騒音等よりも暗騒音の方が申請人宅の各音圧レベルに対する影響が大きい時間帯もある。そして、申請人宅内測定点におけるＬA95の値は、昼間測定及び夜間測定のいずれの時間帯についても騒音計の仕様範囲外（２５ｄＢ以下）である（認定事実⑵イ（イ））。

（イ）　また、申請人の体感とＢ１及びＢ３エリアの室外機の稼働状況との間に対応関係があるとはいえず、申請人が、Ｂ１及びＢ３エリアの室外機から生ずる音を聞き取ることができているとはいえないから、上記各エリアの室外機から生ずる音が、申請人の心身に影響を与えているとは

認められない。

（ウ）　他方、Ｂ２エリアの室外機ＰＡＣ－Ｂ１１については、電流値の急激な増加と体感との間に一部対応関係があるように見えることから、申請人がその際に生ずる音を一部聞き取っている可能性は否定できない。しかし、そもそも申請人宅子供部屋におけるＧ特性音圧レベル及び３分の１オクターブバンド分析の結果は、いずれも心身に係る苦情に関する参照値を下回っている（認定事実⑵イ（エ）、（カ））ことや、申請人は、体感記録調査表に、本件測定の全時間帯にわたり「ブーン」という音が聞こえるとか、そのような音が継続して聞こえる旨記載しており（認定事実⑵イ（キ））、それらの音は電流値の急激な増加によって生ずる室外機の立ち上がり時に生ずる音とは異なると考えられることからすれば、申請人において苦情を訴えている原因がＰＡＣ－Ｂ１１の電流値の急激な増加により生ずる音であるとは考え難く、申請人の主張する被害の原因が、ＰＡＣ－Ｂ１１及びＢ２エリアの室外機から生ずる音にあると認めることはできない。

（エ）　さらに、認定事実⑵イ（カ）のとおり、他の分析区間と比較して音圧レベルの高かった分析区間⑧（Ｂ１エリアの室外機３台のみ稼働）の１６０から５００Ｈｚ及び分析区間⑪（Ｂ２エリアの室外機３台のみ稼働）における２００から１０００Ｈｚの音についても、申請人宅内における３分の１オクターブバンド音圧レベルが、前者は１１から２４ｄＢ、後者は9から２２ｄＢにとどまっており（職２【添付資料７】、申請人の主張する被害の原因となっているものとは考え難い。

（オ）　なお、委託業者の報告書（職２【４８頁】）のとおり、本件測定の結果、申請人宅ベランダの昼間測定における各分析区間のＬAeq（Ａ特性等価音圧レベル）は５１から５２ｄＢ、夜間測定における各分析区間のＬAeqは４６から５０ｄＢであり、環境基準値や本件条例の規制基準値を

超えている時間帯がある。しかし、昼間測定においては、全停止時と全稼動時の分析区間でＬAeqがほぼ変わらず（職２【２４頁】）、夜間測定においても､全機器が停止している時間帯(例えば午後１０時２０分頃)にも環境基準値や本件条例の規制基準値（４５ｄＢ）を超えていること（職２【添付資料９】、３【９頁】）からすれば、申請人宅ベランダにおける騒音が上記各基準値を超えた原因が、Ｂ棟室外機にあるということはできない。

（カ）　結局、申請人の主張する肉体的・精神的苦痛の原因が本件ホテルの室外機による騒音にあると認めることはできない。

オ　申請人の主張について

（ア）　申請人は、本件測定におけるＢ棟室外機の全稼動時の測定値と申請人測定３の測定値を比較すると、おおむね同じか後者の方が大きいことから、本件測定時にはＢ棟室外機の稼働状態が人為的に低下させられていたなどと主張し、申請人の陳述書（甲Ｃ９）にも、本件測定時の音の聞こえ方について、「普段よりもかなり小さいと感じました。同じ季節における普段の音の大きさを１０とすると、この日の音はせいぜい6ぐらいだったと思います。」との記載がある。

申請人測定３に係る報告書（甲Ｂ１９）には、ＬeqやＬ95が示されていないことから、本件測定の結果と申請人測定３の結果について、申請人宅内の音圧レベルへの影響があると考えられる６３Ｈｚ帯域及び８０Ｈｚ帯域の中心周波数である６３Ｈｚ及び８０Ｈｚの３分の１オクターブバンド音圧レベルを比較する。

証拠（甲Ｂ１９【２９、３０、３８、３９、４７、４８頁】、職2【添付資料７】、３【１１、１２頁】）によれば、昼間測定における全稼動時の３分の１オクターブバンド音圧レベルは６３Ｈｚで３４ｄＢ、８０Ｈｚで２７ｄＢであり、申請人測定３における昼間測定とおおむね同じ

時間帯（各日の午前９時４０分頃から午前１１時４０分頃までの間。なお、令和３年２月６日については測定開始が午前１０時５９分であることから午前１１時以降）における各周波数の３分の１オクターブバンド音圧レベルの最大値は６３Ｈｚで３７ｄＢ、８０Ｈｚで３３ｄＢであるから、いずれも申請人測定３の方が大きい。

しかし、前記アのとおり、本件測定においても、全稼動時よりも全停止時の音圧レベルが大きく、暗騒音の影響の方が大きい時間帯もあると考えられるところ、申請人測定３ではＢ棟室外機の稼動状況や測定中の暗騒音についての記録がないことから、申請人測定３の最大値がＢ棟室外機の稼働音を反映したものであるとはいえない。

また、証拠（甲Ｂ１９【２９、３０、３８、３９、４７、４８頁】、職２【添付資料７】、３【１１、１２頁】）によれば、昼間測定全体で見ると、３分の１オクターブバンド音圧レベルは６３Ｈｚで３３から４４ｄＢ、８０Ｈｚで２７から３６ｄＢであるところ、申請人測定３における３分の１オクターブバンド音圧レベルは６３Ｈｚでおおむね２８から３７ｄＢ、８０Ｈｚでおおむね２２から３３ｄＢであり、最大値は昼間測定の方が大きい。なお、申請人測定１においても、日中（午前１０時から午後２時までの間）の３分の１オクターブバンド音圧レベルは、６３Ｈｚで３１から４２ｄＢ、８０Ｈｚで２５から３４ｄＢであり、最小値及び最大値のいずれも昼間測定の値を下回っている（甲Ｂ１７【６、１２、１８、２４、３０、３７、４３、４９、５５、６１頁】、職３【１３頁】）。

夜間の音圧レベルについてみても、証拠（甲Ｂ１９【５６、５７、６５、６６頁】、職２【添付資料７】、３【１１、１２頁】）によれば、夜間測定における３分の１オクターブバンド音圧レベルは、６３Ｈｚで２７から４５ｄＢ、８０Ｈｚで２１から３６ｄＢであるところ、申請人

測定３のうち、夜間測定とおおむね同じ時間帯である午後９時３０分から午後１１時までの間の３分の１オクターブバンド音圧レベルは、６３Ｈｚで２３から３０ｄＢ、８０Ｈｚで１８から２５ｄＢであって、最小値及び最大値のいずれも夜間測定の値を下回っている。

これらの事情からすれば、本件測定の結果が、申請人測定３及び申請人測定１の結果と比較して低いということはできず、申請人の主張はその前提を欠き、採用することができない。

（イ）　申請人は、Ｂ棟室外機よりもＡ棟の室外機等からの騒音等の方が申請人宅への伝搬の度合いが大きい可能性があるなどと主張しており、本件測定における体感調査記録表（職２【添付資料４】）の午前９時２７分、午前９時３０分や午前１０時００分の音の聞こえ方等の記載欄にも「Ａ棟にある室外機音ではないか」等の記載がある。

前提事実⑵イ（ア）、認定事実⑴アのとおり、Ａ棟は宿泊設備等のある棟であり、設置された室外機等は２４時間稼働しているのに対し、Ｂ棟室外機は午前０時頃から午前６時頃までは稼働していないことから、仮にその時間帯に申請人宅の音圧レベルに本件ホテルの室外機等の音が影響しているとすれば、その原因はＡ棟の室外機等にあるといえる。ところが、申請人測定１（甲Ｂ６）によれば、Ｂ棟室外機が稼働していない上記時間帯を含むいずれの時間帯においても、８０Ｈｚ以下の周波数の音の基本的な音圧レベル（道路交通音等と考えられる突発的な音圧レベルの上昇部分を除いた音圧レベル）は、心身に係る苦情に関する参照値を下回っている。また、申請人測定１の結果のうち、午前０時から午前６時頃までの時間帯における、３分の１オクターブバンドの中心周波数である６３Ｈｚ、８０Ｈｚ、１００Ｈｚ及び１２５Ｈｚの３分の１オクターブバンド音圧レベルを見ても、いずれも基本的な音圧レベルが聴覚閾値を下回っている（甲Ｂ１７【３、４、９、１０、１５、１６、２

１、２２、２７、２８、３４、３５、４０、４１、４６、４７、５２、５３、５８、５９頁】、１８【３、４、９、１０、１５、１６、２１、２２、２７、２８、３４、３５、４０、４１、４６、４７、５２、５３、５８、５９頁】、職３【１４頁】）。

申請人測定１においては､測定中の暗騒音が記録されていないところ、本件マンションの付近においては暗騒音の方が大きい時間帯もあると考えられること（上記⑴ア）からすれば、申請人測定１における音圧レベルの上昇に本件ホテルの室外機等から生ずる音以外の暗騒音が影響している可能性もある上、上記のとおり、そもそも上記各周波数帯の音について、基本的な音圧レベルが聴覚閾値を下回っている以上、申請人がＡ棟の室外機等の上記周波数帯の音を聞き取れているとは考えられない。

よって、申請人の主張は採用できない。

カ　以上によれば、本件ホテルの室外機による騒音等と申請人主張の被害との間に因果関係があると認めることはできない。

⑵　本件催事場からの騒音と申請人の被害との間の因果関係について

ア　申請人測定２（甲Ｂ７）は、申請人が平成３０年４月２０日から同月２３日までの間、本件マンションの北東側の３階に騒音計を設置し、催事場の騒音を測定したものである。申請人は、申請人測定２において、催事場からの騒音が聞こえる時間帯のＡ特性音圧レベルが、午後７時までで５０ｄＢ、午後７時以降も４５ｄＢを超えている旨主張している。

申請人測定２の結果（甲Ｂ７【１３、１４頁】）によれば、申請人が本件催事場からの騒音が聞こえるとする時間帯のうち同月２１日の午後５時４８分頃から午後６時３５分頃までの間（甲Ｂ７【４頁】）については、他の時間帯に比べてＡ特性音圧レベルが上昇しているようにみえ、また、上記時間帯の騒音等が記録されたＤＶＤ（甲Ｂ７【資料５－２】）によれば、同時間帯に音楽や人の歓声等が生じていることが確認できることから、

上記時間帯のＡ特性音圧レベルの上昇は、本件催事場からの騒音の影響を受けているものとも考えられる。

しかし、申請人測定２においては、測定中の暗騒音の記録がされていないところ、本件マンションの付近においては暗騒音の方が大きい時間帯があると考えられること（上記⑴ア）、実際に催事が行われていないと考えられる同日午後２時頃にも上記時間帯と同程度の音圧レベルの上昇が見られること、申請人測定２では、催事が行われていない時間帯においても、人声や車両の通過によって生ずる一過性、単発性の音を示す針状の音圧レベルの騒音が絶えず観測されていること（職３【１５、１７頁】）からすれば、本件催事場から生ずる騒音が申請人宅の音圧レベルの上昇に大きな影響を与えていると判断することはできず、申請人の心身への影響を与えているということもできない。

これらの事情からすれば、本件催事場からの騒音と申請人の主張する被害との間に因果関係があるとは認められない。

イ　なお、本件催事場からの騒音については、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う催事の減少により、公調委による調査を実施することができなかった。上記のとおり、本件催事場からの騒音と申請人の主張する被害との間に因果関係があるとは認められないものの、本件意見書においても指摘されているとおり、申請人測定２の結果を見ると、本件催事場で催事が行われている際に生じている音は、本件条例の規制規準値を１０ｄＢ以上上回っている可能性もある。被申請人は、本件意見書において、催事の際には窓や扉を閉めておくとか、テラスなどの屋外に出ないなどの防音対策を取ることが望ましいとの記載があることに留意し、今後の本件催事場の利用状況に応じて、具体的な対応を取ることが望まれる。

３　結論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、申請人の本件裁定

申請は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり裁定する。

令和４年１２月５日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長　都　築　政　則

裁 定 委 員　上　家　和　子

裁定委員加藤一実は、差支えにより署名押印することができない。

裁定委員長　都　築　政　則